

受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)(2016年10月12日)

基本的な方向性

- 健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とする。
- **イギリス型のスモークフリー社会を目指しつつ、今回、日本の現状を踏まえながらも受動喫煙防止対策の歴史的な第一歩を踏み出し、日本の「スモークフリー元年」を確実に実現するため、イギリスと韓国の混合型の制度を導入する。**

新たに導入する制度の考え方

※詳細は次頁

- (1) 多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないものは、建物内禁煙とする。(官公庁、社会福祉施設等)
- (2) (1)の施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性が高いため、より厳しい「敷地内禁煙」とする。(学校、医療機関等)
- (3) 利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものや、娯楽施設のように嗜好性が強いものは、原則建物内禁煙とした上で、喫煙室の設置を可能とする。(飲食店等のサービス業等)

その他

- (1) 施設の管理者に対し、「建物内禁煙」「喫煙室を設置」等の掲示を義務付ける。
- (2) 実効性の担保措置として、施設の管理者や喫煙者本人に対し、罰則を適用する(詳細検討中)

1

施設の類型	強化(案)	イギリス	韓国
官公庁	建物内禁煙	B	C
社会福祉施設	建物内禁煙	B	C
運動施設(スタジアム等)	建物内禁煙	B	C
医療機関	敷地内禁煙	B	B
小学校、中学校、高校	敷地内禁煙	B	A
大学	建物内禁煙	B	C
サービス業 飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)等のサービス業施設	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
事務所(職場)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
ビル等の共用部分	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
バス、タクシー	全面禁煙	B	B
鉄道、船舶	原則禁煙(喫煙室設置可)	B	C

※ A…敷地内禁煙、B…建物内禁煙、C…建物内禁煙(喫煙室設置可) 2

出典：厚生労働省

2) 三次喫煙

受動喫煙は紙巻たばこの副流煙に曝露されることであり、三次喫煙 (Thirdhand smoke) は副流煙が家の壁や埃に吸着し、その後、空気成分と反応し有害化学物質を生成し、再放散や埃から吸収することをさす。一例として副流煙中では粒子成分であるニコチンは、環境中ではガス化してしまふ。ガス化したニコチンは壁材などに吸着し、二次反応を起こしニトロソアミンが生成され再放散されることが報告されている⁴³⁾。三次喫煙の問題点は、一旦、有害化学物質が壁や埃に吸着するため換気といった対応では解消できないことが上げられる。三次喫煙の概念が報告されてからまだ数年のため、現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない。最近では家屋の埃にも発がん性のたばこ特異的ニトロソアミンが含まれるなど三次喫煙を示す実験結果は、次々に報告されている⁴⁴⁻⁴⁶⁾。今後、わが国においても三次喫煙に関する研究成果が蓄積され、健康影響に関する報告が増えることが予想される。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

条約の目的

たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

条約の概要

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
→第2回締約国会議以降報告（第21条 報告及び情報の交換）
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立または強化する。
→たばこ対策関係省庁連絡会議の設置（第5条 一般的義務）

条約の概要

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）
様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる上で効果的かつ重要な手段であることを認識し、課税政策及び価格政策を実施。
- たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）
屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。
- たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）
締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。
- たばこ製品の包装及びラベル（第11条）
健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）
喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。
- たばこの広告、販売促進及び後援（第13条）
憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置をとる。
- 未成年者への及び未成年者による販売（第16条）
未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」の主な内容

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は、不完全である。
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。

注)ガイドラインに法的拘束力はない

出典：厚生労働省

世界の受動喫煙規制状況について (WHOの調査)

○世界の186か国中、公衆の集まる場 (public places) すべて (8種類) に屋内禁煙義務の法律があるのは55か国

○日本は、屋内禁煙義務の法律がなく最低区分

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	55か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル、スペイン、ノルウェー等
6～7種類	23か国	ポルトガル、インド、ハンガリー等
3～5種類	47か国	ポーランド、韓国、シンガポール等
0～2種類	61か国	日本、米国、ドイツ、マレーシア等

公衆の集まる場 (public places)とは、
 ①医療施設 ②大学以外の学校 ③大学 ④行政機関(※)
 ⑤事業所 ⑥飲食店 ⑦バー ⑧公共交通機関

※国会等を含む。

出典：“WHO report on the global tobacco epidemic. 2017”



今般の健康増進法改正法案により、区分は1ランク上がる。

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう・喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

学校・病院・児童福祉施設等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

○ 屋内禁煙



○ 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



or

or

事務所・飲食店等

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】

○ 喫煙可能(※)



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

○ 屋内禁煙



or

or

or

or

or

or

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

職場において受動喫煙防止措置を講じる際の効果的な手法等の例

(略)

2 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）に関する事項

(略)

(2) 屋外喫煙所の施設構造

① 外から内部が見えること

屋外喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられる。

② 天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置

たばこ煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこ煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であり、例えば以下のような構造が考えられる。

- ・ 図1の<効果的な事例>で示すように、天井部分に傾斜をつけ天井の頂点部分に屋外排気装置を設置し、たばこ煙を建物とは反対側に逃がすような構造（開放系、閉鎖系共通）
- ・ 屋外喫煙所に壁を設置する場合、図2の<効果的な事例>で示すように、対面する壁の上部（立位での呼吸域よりも高い位置）に十分な開口面（隙間）を設け、気流が通り抜けやすい構造にすると、喫煙所内上部のたばこ煙の滞留を防ぎつつ、屋外喫煙所の近くを往来する者の受動喫煙を低減する効果もあると考えられる（開放系）。
- ・ 屋外喫煙所内のたばこ煙の濃度が上昇しすぎないように屋外排気装置で適切に換気するとともに、排出したたばこ煙が建物出入口等から建物内に流入しないような構造（閉鎖系）

図1：天井部分の傾斜について

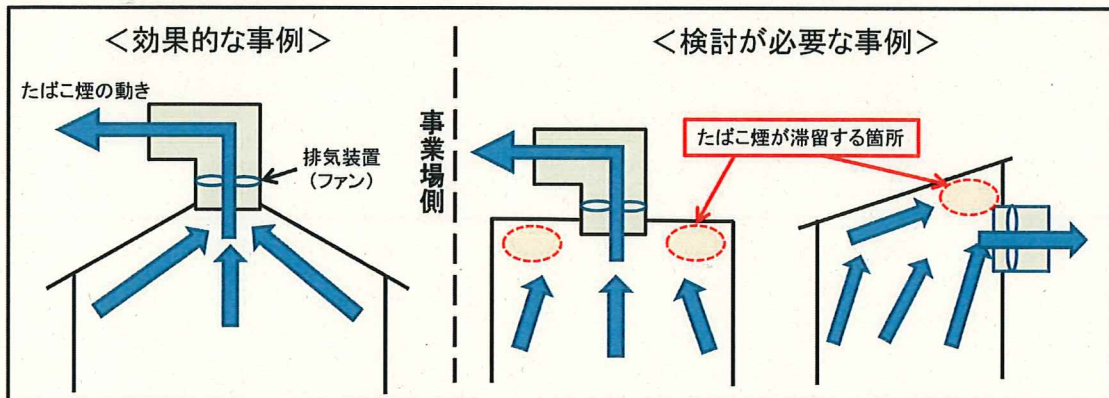
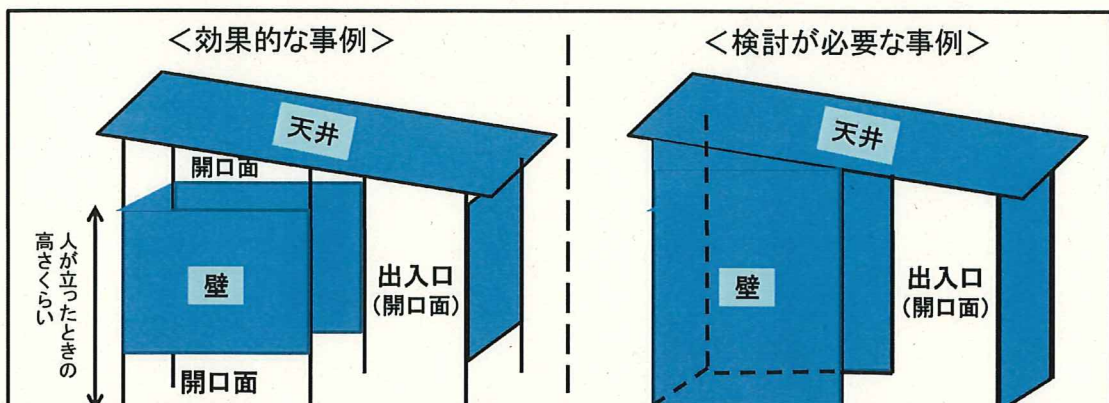


図2：壁の上部と下部に開口面を作った事例



3 喫煙室の設置（空間分煙）に関する事項

喫煙室については、喫煙室内のたばこ煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこ煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要がある。なお、本項で示す喫煙室は、以下の全ての要件に該当するものを想定している。

- ・ 出入口と給気口以外には非喫煙区域に対する開口面（隙間）が極めて少ない、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室であること
- ・ たばこの煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる、屋外排気装置が設置されていること
- ・ 喫煙室からのたばこ煙の漏えいを防止するため、屋外排気装置等の機器を稼働した状態において、出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流を確保していること

(略)

(2) 喫煙室の施設構造

(略)

⑧ 屋外排気

i 屋外排気装置

- ・ 屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等がある。各装置の利点、考慮すべき事項を表1に示す。
- ・ メーカーのカタログ等に記載されている換気扇の排気風量は、羽根のみで回した場合の値であり、実際はウェザーカバーの設置等により排気風量が低下するため、理論上の必要排気量よりも大きい性能の屋外排気装置が必要となる。

表1 屋外排気装置の例

種類	利点	考慮すべき事項
換気扇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置が容易 ・ 安価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、得られる静圧[※]が低いため、屋外の風が強いと排気風量が低下（ウェザーカバーの設置が必須） ・ 羽根径が35 cm以上になると、騒音が大きくなるため喫煙室には不向き
天井扇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気に接する壁がない場合も設置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダクトによる圧力損失で排気風量が低下するため、静圧・風量曲線図により排気風量を計算する必要あり
ラインファン 遠心ファン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高静圧の製品であれば、圧力損失や外気の影響を受けにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気扇等と比較すると価格が高い

※ ファンの送出する空気によって作りだされる流速に影響されないファン前後の差圧のこと。

出典：厚生労働省「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」（平成27年5月15日 基安発0515第1号）より抜粋

第3節 受動喫煙防止対策

1. 受動喫煙防止の法制化

わが国では平成15(2003)年の健康増進法の制定及び平成27(2015)年の労働安全衛生法の一部改正により受動喫煙を防止することが努力義務とされ、学校や病院、官公庁などの禁煙化が進んできたが、喫煙室を設置してもたばこ煙の漏れが防止できないことや、喫煙室の清掃や喫煙可能な店舗での接客など従業員の受動喫煙問題はいまだ残っている。

平成26(2014)年までに、49か国で屋内を全面禁煙とする罰則のある法規制が行われている。法律により屋内を全面禁煙とした国などでは、国民の喫煙関連疾患による入院リスクが減少したこと、一般の職場だけでなくレストラン、バー(居酒屋等)まで全面禁煙化が広がっているほど入院リスクの減少の度合いが大きかったことが報告されている。

国民の喫煙関連疾患を防止するために、「FCTC第8条履行のためのガイドライン」をはじめ、WHO等の各種文書に記載されているように、わが国でも喫煙室を設置することなく屋内を100%禁煙化を目指すべきである。